

第2章 体制の確立

第1節 対策体制の整備

1. 対策体制の整備

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、武力攻撃事態等における国民保護措置を実施する国民保護対策本部の長及び組織編成をあらかじめ定めておく。
- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、武力攻撃事態等が発生したときの連絡体制、関係社員の非常参集等について、あらかじめ定めておく。

2. 国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等が発生し、国に事態対策本部が設置された旨の通知を国より受けたときには、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、本社、支社・支店等に国民保護対策本部を設置する。

- (1) 持株会社は、国民保護対策本部を設置する。
- (2) 東地域会社、西地域会社は、本社、管内全域の支店等に国民保護対策本部を設置する。
- (3) 長距離会社は、国民保護対策本部を設置する。
- (4) ドコモは、本社、管内全域の支社等に国民保護対策本部を設置する。

第2節 国民保護対策本部の運営

1. 権限の行使と責任

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは国民保護対策本部が設置された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、国民保護対策本部のもとで行う。

2. 国民保護対策本部の長による国民保護対策本部員の動員の指示

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの国民保護対策本部の長は、ただちに国民保護対策本部員の動員を指示する。

3. NTTグループ内の情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの国民保護対策本部相互の情報連絡については、各社に情報を統括する組織を設置し、これにより一元的に行う。

第3節 国民保護に関する各社の役割と社外機関との協調

国民保護措置が円滑かつ効率的に行なわれるよう、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは次のとおり役割を果たすとともに、平素から社外関係機関と密接な連絡を行なう。

1. 持株会社の役割

- (1) 総務省等の関係政府機関及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。武力攻撃事態等には、国に設置される事態対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- (2) 円滑な武力攻撃災害復旧、重要通信の確保等を図るため、東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモ及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

2. 東地域会社、西地域会社の役割

(1) 本社における対応

- ①持株会社と連携し総務省等の関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- ②武力攻撃事態等には持株会社と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支店等における対応

- ①長距離会社及びドコモと連携し、必要に応じて当該区域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者等と国民保護に関する計画、連絡体制に関し連絡調整を図る。
- ②平常時には各支店等で当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃事態等には各国民保護対策本部が当該の地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ③都道府県国民保護対策本部長より緊密な連絡を図る必要があるため社員の派遣を求められたときには、当該都道府県を管轄する支店等より社員を派遣するよう努める。

(3) グループ会社との協調

グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

3. 長距離会社の役割

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、及びドコモと連携し、総務省等の関係政府機関、また、当該地域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- (2) 武力攻撃事態等には、持株会社、東地域会社、西地域会社、及びドコモと緊密な連携を持ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- (3) グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。

4. ドコモの役割

(1) 本社における対応

- ①持株会社と連携し総務省等の関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と国民保護業務計画に関し連絡調整を図る。
- ②武力攻撃事態等には持株会社と緊密な連携を保ち、ドコモの統括・調整を実施し国民保護業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支社における対応

- ①東地域会社、西地域会社、及び長距離会社と連携し、必要に応じて当該区域を管轄する地方公共団体、警察、消防、ライフライン事業者等と国民保護に関する計画、連絡体制に関し連絡調整を図る。
 - ②平常時には当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃事態等には各国民保護対策本部が当該の地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、国民保護業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
 - ③都道府県国民保護対策本部長より緊密な連絡を図る必要があるため社員の派遣を求められたときには、当該都道府県を管轄する支社等より社員を派遣するよう努める。
- (3) グループ会社との協調
- グループ会社と協調し国民保護措置に努めるとともに、要員、資機材、輸送等についてあらかじめ整備しておく。